

福祉避難所開設・運営マニュアル作成手順書 新旧対照表

頁	改訂後	改訂前
6	<p>第3章 平常時の取組等(事前準備) 1 福祉避難所マニュアル等の作成</p> <p>①(略)</p> <p>② 福祉避難所運営に必要な人員を想定した施設職員の配置。(概ね10人の要配慮者に1人の生活相談員等(※)) ※ 生活相談員等は、要配慮者(災害時要援護者)の適切な支援が行えるよう、できるだけ看護師又は介護福祉士等の専門職の資格を有する者であることが望ましく、また、事前に感染症対策の研修等を行うようにしてください。</p> <p>③(略)</p>	<p>第3章 平常時の取組等(事前準備) 1 福祉避難所マニュアル等の作成</p> <p>①(略)</p> <p>② 福祉避難所運営に必要な人員を想定した施設職員の配置。(概ね10人の要配慮者に1人の生活相談員等(※)) ※ 生活相談員等は、要配慮者(災害時要援護者)の適切な支援が行えるよう、できるだけ看護師又は介護福祉士等の専門職の資格を有する者であることが望ましい。</p> <p>③(略)</p>
7	<p>第3章 平常時の取組等(事前準備) 2 福祉避難所のゾーニングとレイアウト</p> <p>立入禁止場所と福祉避難所として使用する場所を明確にし、避難者と施設利用者の生活空間や動線を分離するための次の例を参考に、ゾーニングやレイアウトの確認をお願いします。</p> <p>【福祉避難所のゾーニング(例)】</p> <p>① 初期スクリーニング 福祉避難所に入館できるのは要配慮者(災害時要援護者)と支援者(介助する家族)1名などに制限し、受入れ時には入口で体温チェック及び手指の消毒ができる場所を確保する。</p> <p>② 動線の分離 施設職員及び施設利用者と避難者の動線を分けることで感染リスクを減らし、可能であれば出入口を分離する。</p> <p>③ 区画化 福祉避難所に関するスペース(生活スペース、トイレ、物品保管場所、避難所専属スタッフの休憩場所)は、施設利用者の生活ゾーンの外に設け、施設職員及び施設利用者との共用がないように配慮する。</p> <p>④ 施設利用者対応職員の体調及び衛生管理 建物の入口で入館管理及び手指の消毒を徹底し、物品の受け渡しは玄関等の限られた場所で行う。</p>	<p>第3章 平常時の取組等(事前準備) 2 福祉避難所スペース(居室等)のレイアウトと受入可能人数</p> <p>立入禁止場所と福祉避難所として使用する場所を明確にして、次のレイアウト等の確認をお願いします。</p> <p>① 避難者の一時的な受け入れレイアウトの作成 ② 就寝可能場所のレイアウトの作成 ③ 施設敷地内における駐車レイアウトの作成 ④ 避難者一人あたりの面積を概ね3.3㎡(約2畳分)とした、受入可能人数の把握</p>

頁	改訂後	改訂前
13	<p>第5章 福祉避難所の開設・運営 3 受け入れ準備作業</p> <p>(2) 受入場所の確保 ○ 1人あたりの面積を、概ね8㎡(約5畳分)を目安として、要配慮者及び介護する家族等の避難生活に必要な空間を確保してください。 ○(略) ○(略)</p>	<p>第5章 福祉避難所の開設・運営 3 受け入れ準備作業</p> <p>(2) 受入場所の確保 ○ 1人あたりの面積を、概ね3.3㎡(約2畳分)を目安として、要配慮者及び介護する家族等の避難生活に必要な空間を確保してください。 ○(略) ○(略)</p>
17	<p>第5章 福祉避難所の開設・運営 6 要配慮者(災害時要援護者)の健康管理・感染症対策</p> <p>避難者に手洗い・うがいの励行を促すとともに、健康チェックを実施してください。また、要配慮者(災害時要援護者)にインフルエンザなどの感染症が疑われる場合は、集団感染を防止するため、すみやかに患者を別の部屋などに移し、各施設所管課(P52)までご連絡ください。なお、できるだけ早期に病院に移送するなど、適切な治療等に心がけてください。</p>	<p>第5章 福祉避難所の開設・運営 6 要配慮者(災害時要援護者)の健康管理・感染症対策</p> <p>避難者に手洗い・うがいを励行を促すとともに、健康チェックを行い、要配慮者(災害時要援護者)が咳込み、インフルエンザなどの感染症が疑われる場合は、集団感染を防止するために、感染の危険がなくなるまで、患者を別の部屋等に移してください。また、できるだけ早期に病院に移送するなど、適切な治療等に心がけてください。</p>